

指定地域密着型通所介護・通所型サービス(独自)

重要事項説明書

1. はじめに

この説明書は、デイサービス 川の音が地域密着型通所介護・通所型サービス(独自)(以下「地域密着型通所介護等」という)の提供を開始するに際し、利用申込者又は、その家族の方々に、介護保険法、厚生労働省令、富山市条例等に基づき必要事項を説明し同意をいただくものです。

2. 事業者

事業者名	NPO法人 川の音
法人所在地	富山市婦中町外輪野188
代 表	理事長 場家 代紀江
設立年月日	平成27年4月30日

3. 事業所

名 称	デイサービス 川の音
所 在 地	富山市婦中町外輪野151
電話番号	TEL 050-3433-5720 FAX 050-3433-5730
事業の種類	地域密着型通所介護・通所型サービス(独自)
管 理 者	場家 代紀江
介護保険事業所番号	1670113479

4. 事業の概要

運営方針	利用者の相談・助言を行い、日常生活のお世話と機能訓練を提供する。	
営業日とサービス提供時間	月・火・水・木・金 (定休日は、土・日) 9時00分 ～ 16時30分 なお、お盆8/14,15・年末年始12/30～1/3は休業	
利用定員	18名	
事業地域	富山市婦中町音川地域	
従業者	常勤	非常勤
管理者	1	
生活相談員	1以上	
機能訓練指導員(看護師)		1以上
介護職員	1以上	1以上
調理員		1以上
送迎員		1以上

5. サービスについて

内 容	食事・入浴・排泄・口腔ケア・整容等のお世話、機能訓練の提供 生活に関する相談・助言、健康状態の確認、レクリエーション・送迎。
計 画	通所型サービス計画は、地域包括支援センターの計画を基に作成し、利用者に交付します。 地域密着型通所介護計画は、居宅介護支援事業者の計画を基に作成し、利用者に交付します。
記 録	サービスを提供した際は、地域密着型通所介護等サービス記録に記載します。
利 用 料	利用者負担金は、別表のとおりです。
支払方法	当月の請求書は、明細を付し翌月に利用者にお渡しします。 支払い方法は、口座引落・銀行振込又は現金でお願い致します。 利用者から支払を受けた時は、領収書を発行します。
キャンセル	利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用の前日までにご連絡ください。(キャンセル料は不要です。) なお、当日のキャンセルは、食費に相当する額をいただきます。

そ の 他	地域密着型通所介護等サービス利用時は、事業所・従業者の指示に従ってください。 地域密着型通所介護等計画、サービス内容、市町村への通知、苦情の内容、 事故の状況等の記録は、事業所で保管し閲覧が可能です。 但し、その写しを交付する場合は実費負担をお願い致します。
-------	--

6. 緊急時等における対応

地域密着型通所介護等サービスの提供を行っている時に、利用者の体調の急変が生じた時は、速やかにその家族・主治の医師等に連絡する措置を講じます。

7. 非常災害時の対策

関係機関への通報及び連絡体制を整備し、従業者への周知や定期的な避難訓練等を行います。

8. 相談窓口・苦情対応

相談窓口・苦情対応等の担当者を設け、事業所として迅速に対応する為に内容を記録して、従業者と情報を共有し介護サービス内容や運営の改善に活かし、質の向上に努めます。
当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出ください。

デイサービス 川の音 苦情解決責任者 場家 代紀江

苦情受付担当者 吉田 耕

利用時間 営業日 午前9時00分 ～ 午後5時00分

直接ご面談などによる方法 T E L 050-3433-5720 F A X 050-3433-5730

その他、苦情受付機関については、次のとおりです。

婦中西地域包括支援センター	富山市婦中町羽根1092-2	TEL 076-469-1050
富山市介護保険課	富山市新桜町7-38	TEL 076-443-2041
富山県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町5-21	TEL 076-432-3280
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野宇豆田995-3	TEL 076-431-9827

9. 虐待の防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 虐待防止に関する担当者:管理者 場家代紀江
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとします。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) 事業所の管理者・従業者は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として市に通報するものとします。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護等サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 提供するサービスに対する運営推進会議

運営推進会議を6月と12月に開催し、活動報告や要望・助言を聴き、評価の機会を設けています。
なお会議の結果は、事業所にて書面にて公表しています。